

今治市インターンシップ実施要領

1 趣旨

この要領は、今治市（以下「市」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

2 インターンシップの目的

今治市インターンシップ制度は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

3 対象者

インターンシップの対象は次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（大学院を含む）、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生又は生徒（以下「学生等という。」）で、市長が認めるもの。
- (2) 大学等以外の教育施設の学生等で、市長が特に適当と認める場合。

4 実習生の受入れ手続き

- (1) 大学等は、その教育の一環として市において学生等の実習を希望する場合は、市長に対して別記様式 1 により実習の依頼を行うものとする。
- (2) 市長は、大学等から実習の依頼があったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を大学等に通知するものとする。
 - ア 実習の目的、内容等について、市で実習することが適当なものと認められるものであること。
 - イ 市の業務に支障がないこと。
- (3) 市は、受入れを決定した場合は、別記様式 2 により大学等との間に協定を締結するものとする。

5 受入期間

受入期間は、原則として 2 週間以内とする。

6 報酬等

市は、実習の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

7 実習生の身分

実習生は大学等の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有さない。

8 実習中における事故責任等

- (1) 大学等及び実習生は、実習中の事故等に備えて、自己の責任により傷害保険に加入しなければならない。
- (2) 実習中における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- (3) 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- (4) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

9 服務等

- (1) 実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- (3) 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (4) 実習生は、服務等の規定を遵守することを誓約するため、市に対して別記様式3により誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

10 実習の中止

市は、実習生が誓約書の内容に違反した場合は、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は大学等にその旨通知するものとする。

11 その他

この実施要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は市長が定める。

今治市インターンシップ推薦書

年 月 日

今治市長

(職名)

(氏名)

印

今治市インターンシップ実施要領の遵守事項について同意するとともに、別添「今治市インターンシップ実習申込書」の学生を、今治市インターンシップ実習生として推薦します。

- ・ 印は必ず公印等を使用してください。
- ・ 発信者は、原則として理事長や学長等、法人の代表者とします。
- ・ 発信者は、学部長等の職にある方に代行いただくことも可能です。ただし、代表者から今治市インターンシップの申込みについて委任を受け、この実習における責任者となる場合に限りま

別記様式2

今治市インターンシップに関する協定書

今治市インターンシップ実施要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、今治市（以下「甲」という。）と 大学・短期大学・高等学校（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に所属する学生又は生徒（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び市政に対する理解の醸成を目的として、インターンシップの受入れを決定した学生等を実習生として受け入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条 実習生は、乙の学生等としての身分を有し、今治市職員としての身分を有しない。

（報酬等）

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、賃金、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

（実習中における事故責任等）

第4条 乙及び実習生は、実習中の事故等に備えて、自己の責任により傷害保険に加入しなければならない。

2 実習中における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、甲は一切の責任を負わない。

（服務等）

第5条 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

1 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

2 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

3 実習生は、前項に反して報告又は論文を書いてはならない。

4 実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習生の提出書類）

第6条 実習生は、前2条の規定を遵守することを誓約するため、甲に対して、要領に定める誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

（実習の中止）

第7条 甲は、実習生が前3条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

（その他）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長

乙

誓 約 書

平成 年 月 日

今治市長

住 所

氏 名

私は、今治市において、「今治市インターンシップ実施要領」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、今治市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念します。
- 2 私は、今治市の信用を傷つける行為及び不名誉となるような行為並びに実習上知り得た秘密を漏洩するような行為は、実習中又は実習後において一切行いません。
- 3 私は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及び今治市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。